

参 考 資 料

- 【資料 1】 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会会則
- 【資料 2】 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会推進体制
- 【資料 3】 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会総会から常任委員会への委任事項
- 【資料 4】 第 8 1 回国民スポーツ大会（宮崎県）競技運営基本方針
- 【資料 5】 第 8 1 回国民スポーツ大会（宮崎県）競技施設整備基本方針
- 【資料 6】 第 8 1 回国民スポーツ大会（宮崎県）競技用具整備基本方針
- 【資料 7】 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会
（宮崎県）式典基本方針

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会会則

令和 5 年 7 月 11 日
設 立 総 会 決 定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会（以下、「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 準備委員会は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会において、日南市で開催される競技会（以下、「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱又は任命する。

- (1) 日南市を代表する者
- (2) 日南市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 5 名以内
- (3) 常任委員 3 5 名以内
- (4) 監事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、日南市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下、「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わったものを含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

- 第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
 - 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
 - 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
 - 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
 - 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
 - 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果必要に応じて次の総会に報告する。
 - （1）総会から委任された事項に関すること。
 - （2）専門委員会の設置及びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - （3）総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - （4）その他委員長が必要と認める事項に関すること。
 - 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
 - 9 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。

（専門委員会）

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
 - 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
 - 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

（事務局）

- 第15条 準備委員会の事務を処理するため、日南市産業経済部観光・スポーツ課内に事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和5年7月11日から施行する。

(経過措置)

2 準備委員会の令和5年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず前項に定める日から、令和6年3月31日までとする。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会推進体制

総会【審議・議決】 ※第11条関係

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 競技会の開催運営に関する基本方針 | (4) 予算及び決算 |
| (2) 会則の制定及び改廃 | (5) 常任委員会に委任する事項 |
| (3) 事業計画及び事業報告 | (6) その他重要な事項の審議・決定 |

委任



報告

常任委員会【審議・決定】 ※第12条関係

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 総会から委任された事項 | (3) 総会を招集するいとまがない緊急事項 |
| (2) 専門委員会の設置・付託・委任事項 | (4) その他委員長が必要と認める事項 |

付託・委任



報告

専門委員会【調査・審議】 ※第13条関係

常任委員会から委任又は付託された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告

※第1回常任委員会にて審議・決定するため現段階では予定

- 総務企画委員会：総合計画、財務、広報、市民協働、歓迎、接伴など
- 競技式典委員会：競技会場、施設整備、式典など
- 宿泊衛生委員会：宿泊、医事、食品環境衛生など
- 輸送交通委員会：輸送、交通、警備、消防防災など

準備委員会事務局

日南市産業経済部観光・スポーツ課内

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会総会から常任委員会への委任事項

令和5年7月11日
第1回総会決定

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会会則
第11条第4項第5号に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 財務、広報、市民運動及び観光・接伴に関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通、消防防災・警備に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

第 81 回国民スポーツ大会（宮崎県）競技運営基本方針

令和元年 7 月 1 日
第 3 回 総会 改正
平成 31 年 1 月 31 日
第 3 回 常任委員会 決定

第 81 回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）の競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）の定める国民体育大会開催基準要項及び同細則並びに第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次の方針により実施する。

- 1 正式競技、公開競技及び特別競技の運営は、日本スポーツ協会加盟の各競技団体及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。また、デモンストレーションスポーツの運営は、県競技団体等が主管する。
- 2 正式競技及び特別競技の競技役員等の編成は、日本スポーツ協会の定める国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準及び第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針に基づき行うものとする。
- 3 競技用具は、第 81 回国民スポーツ大会競技用具整備基本方針に基づき、競技運営に支障がないよう県及び会場地市町村において計画的に整備する。
- 4 競技記録及び成績の収集・速報は、県及び会場地市町村が競技団体と連携を図り、迅速かつ正確に処理する。
- 5 競技会の運営能力の向上を図るためにリハーサル大会を実施する場合は、会場地市町村と競技団体が協力して、運営全般にわたって習熟を図るとともに、県民の大会及び各種競技に対する関心を高め、理解を深めるよう努めるものとする。
- 6 その他、競技運営の諸企画及び実施に当たっては、競技団体及び関係機関と十分な連携を図り、適切に行うものとする。

第 81 回国民スポーツ大会（宮崎県）競技施設整備基本方針

令和元年 7 月 1 日
第 3 回 総会 改正
平成 29 年 10 月 30 日
第 1 回 常任委員会 決定

第 81 回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）の競技施設は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、「国民体育大会開催基準要項（公益財団法人日本スポーツ協会）」が定める施設基準を尊重し、次のとおりとする。

- 1 競技施設は、可能な限り県内の既存施設を活用する。
- 2 施設基準等の弾力的な運用を関係機関に要請するとともに、やむを得ず施設整備を行う場合は、真に必要な施設に限定し、大会終了後においても地域住民に広く活用されるよう配慮する。
- 3 施設整備に当たっては、競技運営に支障がないよう、計画の段階から当該競技団体及び関係機関と十分協議するとともに、ユニバーサルデザインへの対応に努め、自然・環境・景観に十分配慮する。

第81回国民スポーツ大会（宮崎県）競技用具整備基本方針

令和元年7月1日
第3回総会改正
平成31年1月31日
第3回常任委員会決定

第81回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）の競技運営に要する器具・用具（以下「競技用具」という。）については、競技運営に万全を期するとともに、本県スポーツの普及・振興に資するため、次の方針に基づき計画的に整備する。

- 1 競技用具の整備に当たっては、第81回国民スポーツ大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針及び同細目並びに別に定める第81回国民スポーツ大会競技用具整備計画に基づくものとする。
- 2 競技用具の整備に当たっては、県と会場地市町村が十分協議するとともに、県競技団体、公益財団法人日本スポーツ協会、中央競技団体と連携の上、推進するものとする。
- 3 競技用具は、原則として県及び会場地市町村並びに県競技団体が現有するものを活用することとし、現有の競技用具で不足するものについては借用し、借用困難な場合についてのみ購入するものとする。
- 4 一般の利活用が見込めない競技用具や通常の競技会運営に必要な競技用具の量、質を越えて整備しなければならないものについては、別に定める。
- 5 購入する競技用具の保管及び大会終了後の利活用については、県及び会場地市町村がそれぞれの責任において行うものとする。

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
(宮崎県) 式典基本方針

令和 4 年 8 月 22 日
第 10 回常任委員会決定

第 81 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第 26 回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の式典は、「国民体育大会開催基準要項」、「同規則」及び「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱」並びに「第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」を踏まえ、「紡ぐ感動 神話となれ」のスローガンのもと、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」にふさわしい式典とする。

1 基本理念

- (1) 「チームみやざき」の一員である県民が様々な形で参加し、元気・勇気・感動を共有できる式典とする。
- (2) 宮崎の魅力を全国に発信し、来県者をおもてなしの心で温かく迎えるとともに、参加者の記憶に残る式典とする。
- (3) アスリートファーストの視点に立ち、簡素化を図りながらも創意工夫を凝らした式典とする。

2 式典の構成

式典は、国スポ及び障スポ（以下「大会」という。）の開・閉会式、各競技会の表彰式（以下「表彰式」という。）、炬火イベントで構成する。

(1) 大会の開・閉会式

国スポの総合開・閉会式は、「国民体育大会開催基準要項第 20 項」に規定する式典、役員・選手団入退場及び集団演技で構成する。障スポの開・閉会式は、国スポに準じた構成とする。

(2) 表彰式

国スポの表彰式は、「国民体育大会開催基準要項細則第 9 項」の規定により構成する。障スポの表彰式は、国スポに準じた構成とする。

(3) 炬火イベント

炬火イベントは、開催に向けた機運を高める行事及び大会の開・閉会式で構成する。

3 式典の企画・運営

(1) 大会の開・閉会式

開・閉会式は、県が企画・運営に当たる。

(2) 表彰式

国スポの表彰式は、県が別に定める要項に基づき、会場地市町村が関係競技団体と協議の上、企画・運営に当たる。障スポの表彰式は、県が会場地市町村及び競技運営主管団体と協議の上、企画し、会場地市町村及び競技運営主管団体が運営に当たる。

(3) 炬火イベント

炬火イベントは、県及び会場地市町村が別に定める要項に基づくものとする。